

都市計画を定める者

都市計画の内容		都市計画を定める者		備考	
		市決定	県決定		
区域区分			◎		
地域	用途地域(第1号)	◎			
	特別用途地区(第2号)	◎			
	特定用途制限地域(第2号の2)	○			
	特例容積率適用地区(第2号の3)	○			
	高層住居誘導地区(第2号の4)	○			
	高度地区・高度利用地区(第3号)	◎			
	特定街区(第4号)	○			
	都市再生特別地区(第4号の2)		○	都市再生特別措置法 36条1項	
	防火地域・準防火地域(第5号)	◎			
	特定防災街区整備地区(第5号の2)	○		密集市街地整備法 31条1項	
	景観地区(第6号)	○		景観法 61条1項	
	風致地区(第7号)	◎		2以上の市町村の区域にわたるものは県	
	駐車場整備地区(第8号)	◎		駐車場法 3条1項	
	臨港地区(第9号)	特定重要港湾		○	
		重要港湾		○	
その他		○			
(法8条第1項)	歴史的風土特別保存地区(第10号)	—	—	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 6条1項	
	第1種歴史的風土保存地区(第11号)	—	—	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法 3条1項	
	第2種歴史的風土保存地区				
	緑地保全地域(第12号)	○		2以上の市町村の区域にわたるものは県	
	特別緑地保全地区			都市緑地法 5条、12条	
	緑化地域(第12号)	◎		" 34条1項	
	流通業務地区(第13号)		○	流通業務市街地の整備に関する法律 4条1項	
	生産緑地地区(第14号)	◎		生産緑地法 3条1項	
伝統的建造物群保存地区(第15号)	○		文化財保護法 143条1項		
航空機騒音障害防止地区(第16号)		○	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 4条1項		
航空機騒音障害防止特別地区					
促進区域	市街地再開発促進区域	○			
	土地区画整理促進区域	◎			
	住宅街区整備促進区域	○			
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	○			
遊休土地転換利用促進地区		○			
被災市街地復興推進地域		○			
地区計画	地区計画	◎			
	防災街区整備地区計画	○			
	沿道地区計画	○			
	集落地区計画	◎			
市街地開発事業	土地区画整理事業	◎		50ha超の国の機関、県施行が見込まれるものは県	
	新住宅市街地開発事業		○		
	市街地再開発事業	◎		3ha超の国の機関、県施行が見込まれるものは県	
	新都市基盤整備事業		○		
	住宅街区整備事業	○		20ha超の国の機関、県施行が見込まれるものは県	

- ◎ : 豊田市においてすでに定められているもの
- : 現時点で定めがないもの
- : 今後とも該当がないもの

都市計画の内容		都市計画を定める者		備考	
		市決定	県決定		
市街地開発事業予定区域	新住宅市街地開発事業の予定区域			○	
	新都市基盤整備事業の予定区域			○	
	一団地の住宅施設の予定区域 (区域面積20ha以上)		○		
	一団地の官公庁施設の予定区域			○	
	流通業務団地の予定区域			○	
都市施設	道路	一般国道		◎	
		都道府県道		◎	
		その他の道路	◎		
		自動車専用道		◎	
	都市高速鉄道			◎	
	駐車場		◎		
	自動車ターミナル (バス、トラックターミナル)		○		
	空港		○		空港法第4条第1項各号に掲げる空港及び地方管理空港は県
	公園・緑地		◎		10ha以上の国、県が設置するものは県
	広場・墓園		◎		10ha以上の国、県が設置するものは県
	水道	水道用水供給事業		○	
		その他	○		
	電気・ガス供給施設		○		
	その他の供給施設		○		
	下水道	公共下水道	◎		2以上の市町村の区域にわたるものは県
		流域下水道		◎	
		その他	○		
	産業廃棄物処理施設			○	
	汚物処理場、ごみ処理場、その他処理施設		◎		汚物処理場: 下伊保地区処理場ほか ごみ処理場: 豊田市ごみ処理場
	河川	一級、二級河川		◎	
		準用河川	○		
	運河・その他の水路			○	
	学校		○		
図書館・研究施設・その他の教育文化施設		○			
病院・保育所・その他の医療又は社会福祉施設		○			
市場・と畜場・火葬場		◎		市場: 豊田市公設地方卸売市場 火葬場: 古瀬間聖苑	
一団地の住宅施設		○			
一団地の官公庁施設			○		
流通業務団地			○		
電気通信事業用施設、防風・防火・防水・防水施設		○			
防潮施設		○			

- ◎ : 豊田市においてすでに定められているもの  
○ : 現時点で定めがないもの  
- : 今後とも該当がないもの